

○道路台帳作成要領の制定について（通知）

（昭和51年10月29日 51道維等12の2号）
建設事務所長あて 土木部長

道 路 台 帳 作 成 要 領

第1 目 的

道路法第28条に基づいて道路台帳を整備し、道路の総合計画、管理、現況調査等の資料にすることを目的とする。

第2 調査項目

1 平面図、用地図、占用物件図、マイクロフィルム等。

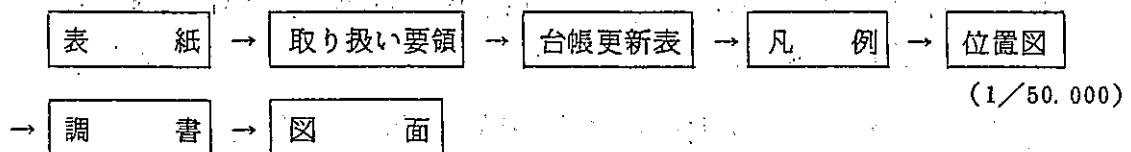
「長野県道路工事に伴う道路台帳整備作業規定」の成果品。

2 調 書

- (1) 道路台帳 第一表 (1)~(2)
- (2) 実延長調書 第二表 (1)~(4)
- (3) トンネル調書 第三表 (1)~(2)
- (4) 橋調書 第四表 (1)~(2)
- (5) 鉄道との交差調書 第五表
- (6) 道路面積調書

提出部数 道路維持課1部・建設事務所1部

なお、台帳取りまとめの順序は下記により実施すること。



第3 調書の作成

(1) 第一表 (1) 道路台帳

ア 「図面対象番号」欄は、第二表の区間番号の起終点番号を記入する。

イ 「指定（認定）の該当条項」欄は、その都度道路維持課（建設事務所管理計画課）へ照会のうえ記入する。

ウ 「重複延長」欄は、上級の路線に、重複している延長を記入する。

エ 「実延長」欄は、上記ウ以外の区間を記入する。

(2) 第一表 (2) 道路台帳

ア 「道路と効用を兼ねる主要な他の工作物の概要」欄は、兼用工作物の名称と起終点の地番及び延長、巾員、等その概要を下記の例により記入する。

〇〇川提防〇岸〇〇郡〇〇村〇〇番地先から

〇〇郡〇〇村〇〇番地先まで延長〇〇 m 、巾員〇〇 m

イ 「軌道その他主要な占用物件の概要」欄は、比較的占用期間が長期に亘るもので、地下占用物件、電柱、家屋の出入口等で構造上速やかに撤去しがたい占用物件の名称、長さ、巾、面積、本数、条数、等その概要を記入する。

ウ 「その他特記すべき事項」欄は、上記ア、イ、以外で道路の附属物（道路法第2条で定められている物件）、排水路の兼用工作物等その他特記すべき事項の概要を記入する。

エ ア～ウの調査内容については、建設事務所管理計画課と充分協議したうえ現地調査し、調査書を作成しなければならない。

(3) 第二表 実延長調査 (1)～(4)

ア 「区間番号」欄は、市町村、指定、その他、区域決定及び変更、雪寒路線、交通安全施設該当区間、巾員、橋梁、トンネル、改良未改良、路面の種類、事業種別、維持状況、地形、側溝の設置状況、異状気象時の規制、歩道の設置状況、ガードレールの設置状況別に細分化し、その最大延長を100 m 以下として、区間設定したものを一連のとおし番号で記入すること。

イ 「市町村コード」欄は、道路現況調査のコード番号を記入する。

ウ 「区域決定及び変更」欄及び「供用開始」欄は、最も新しい告示の年月日を記入する。

エ 「雪寒級地コード」欄は、道路現況調査のコード番号を記入する。

オ 「交通安全施設該当号数」欄は、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法により決められている該当号数を記入する。

カ 「最小曲線半径と方向」欄は、最小曲線部分を起点より終点方向に見て左方向曲線、右方向曲線を判定し、それぞれ該当欄にその曲線半径を記入する。

キ 「維持状況」欄は、下記の破損率により、その程度を判定し、該当の数字を丸でかこみ記入する。

1. 良好 ～ 破損率15%未満
2. かなり破損 ～ 破損率15%以上～35%未満
3. 全面破損～破損率35%以上

ク 「地形」欄は、現地を充分調査し、該当の数字を丸でかこみ記入する。

ケ 「側溝設置状況」欄及び「延長」欄は、側溝の設置されているか所については、1の既設の数字を丸でかこみ、起点より終点方向を見て、その延長を左、右別々に記入する。また、現在側溝が設置されていないで今後設置したい要望か所については、2の要設置の数字を丸でかこみ、その延長を左、右別々に記入する。

コ 「歩道設置状況」欄及び「延長」欄は、上記ケ、に準じて記入し、延長欄の中心については、両側、片側にかかわらずその設置されている道路中心線上の延長を記入する。

サ 「ガードレール、ガードフェンス設置状況」欄及び「延長」欄は、上記ケに準じて記入する。

シ 「交通量」の欄は、最新の交通量調査の12時間自動車交通を下段に記入し、上段に観測地点番号を記入する。推定の場合は、観測地点番号に替えて推定と記入する。なお、バス路線の場合は、最下段にバスと記入する。

(4) 第三表 トンネル調書 (1)~(2)

ア 「番号」欄は、一連の通し番号を記入する。

イ 「区間番号」欄は、実延長調書と同一の区間番号を記入する。

ウ 「拱」欄は、断面形状が拱になっているものについて、その延長を記入する。

エ 「側壁」欄は、覆工のうち側壁のみが、設置されているものについて、その延長を記入する。

オ 「大型車交通不能延長」欄は、大型車交通不能延長のみ記入し、交通不能延長は含まない。

カ 「安全延長」欄は、自動車交通不能延長と大型車交通不能延長を差し引いた延長を記入する。

キ 「照明施設数量」欄は、下段に普通照明数量を、上段に緩和照明数量を記入する。

(5) 第四表 橋調書 (1)~(2)

ア 「延長」欄は、同一橋梁で橋種の違う場合は、2段に記入し全長を最下段に括弧で記入する。

イ 「塗装年度」欄は、鋼橋、鋼鉄桁橋、等の最も新しい塗装を実施した年度を記入する。

ウ 「下部工橋台橋脚型式」欄は、重力式橋台、門型橋脚等その名称を具体的に記入する。

エ 「歩道の種類」欄の1、歩道付橋梁とは、橋梁架設と同時に歩道が設置されたもの、及び橋梁架設後現橋の橋面の一部を改良して歩道を設置したものをいい、2、歩道橋とは、橋梁架設後、現橋の橋面以外へ新たに、歩道橋を設置したものをいう。

オ 「耐荷荷重」欄は、特殊車両通行に係る特認荷重算定要領により算定した耐荷荷重を記入する。

カ 「規制標識の制限重量」欄は、現在設置されている標識の制限重量の数値を記入する。

(6) 第五表 鉄道等との交差調書

ア 「図面对照番号」欄は、第二表の区間番号を記入する。

イ 「交差の方式」欄は、平面、立体の別を記入し、平面交差の場合は、踏切道保安設置標準により、種別を併記する。

ウ 「有効高又は交差角度」欄は、平面交差の場合はその交差角度のみ記入し、立体交差の場合は、有効高と交差角度を記入する。

エ 「備考」欄は、踏切道の見通し距離、前後の道路勾配、バス路線の有無等を記入する。

(7) 第六表 道路面積調書

ア 「道路敷地面積の国有地」欄は、無番地または、内務省、建設省名儀の土地とし、公図及び登記簿より判断する。

イ 「地方公共団体有地」欄は、県及び市町村等の名儀の土地とし、公図及び登記簿より判断する。

ウ 「民有地」欄は、共有地及び個人名儀の土地とし、公図及び登記簿より判断する。

(8) 各調書共通事項

ア 各調書の不明点等は、担当係及び係員と充分協議し必要書類を得、現地調査をしたうえ調書を作成しなければならない。

第4 道路台帳の補正

道路の区域の変更（公示の手続きが完了したもの。）及び道路の現況が変更された場合は、当該年度の道路現況調書の提出日前に、既に提出された道路台帳（図面を含む。）を持ち帰り、補正のうえ現況調書の提出日に再提出する。

1 図 面

所で保管の原図を補正し、青焼にしたものを再提出する。

2 調 書

区間が分割されるものについては、内番号処理とし既報告分を赤書、補正されたものを黒書の赤黒対照とする。

第1表 (1)

道 路 台 帳

整理番号		図面対象番号																
道路の種類				路線名				道路管理者										
路線の指定(認定)年月日				指定(認定)の該当条項														
起点				主要な														
終点				経過地														
路線の延長					メートル		使用開始の区間及び年月日											
路線の 実延長 の内訳	供用されている区間の延長		実延長		メートル													
			重複延長		メートル													
	使用されていない区間の延長				メートル													
の 内 訳	道路		トンネル		橋			渡船施設										
	メートル		個数		延長		種類		個数		延長		渡船場		渡船			
			メートル		永久橋				メートル		個数		延長		船数		運行距離	
					木橋				メートル		メートル				メートル			
					混合橋				メートル									
					計				メートル									
	路面の種類		車道の幅員		9.0メートル以上		5.5メートル以上 9.0メートル未満		4.0メートル以上 5.5メートル未満		4.0メートル未満							
	舗装道				メートル		メートル		メートル		メートル		メートル		メートル		メートル	
	砂利道				メートル		メートル		メートル		メートル		メートル		メートル		メートル	
	計				メートル		メートル		メートル		メートル		メートル		メートル		メートル	
自動車交通不能区間の延長				メートル		鉄道又は新設 軌道との交差		交差の方式		個数								
道路の数		国有地		地方公共 団体所有地		民有地		計		立体交差		野道						
地の面積		平方メートル		平方メートル		平方メートル		平方メートル		平面交差		野線						
最小車道幅員		箇所		最小有曲線半径		箇所		最急縦断勾配		箇所								
メートル				メートル				パーセント										
有料 道路	区間		延長		管理者		根拠条項		料金徴収期間									
	延長の内訳		道路		トンネル		橋		渡船施設									
		メートル		メートル		メートル		メートル										
9.0メートル以上		メートル		5.5メートル以上 9.0メートル未満		メートル		4.0メートル以上 5.5メートル未満		メートル		4.0メートル未満		メートル				

第1表 (2)

<p>道路と効用を兼ねる主要な他の工作物の概要</p>
<p>軌道その他主要な占用物件の概要</p>
<p>その他特記すべき事項</p>
<p>調製（改訂）の年月日</p>

突 延 長 調 査 書

第二表 (1)

建設コード	建設事務所名

道路種別	路線コード	起終点及び 主経過地
1 元一級国道	ふりがな	
2 元二級国道		
3 主要地方道	路線名	
4 一般県道		
5 有料道路		

調 査 年 月 日	

区 分	総 延 長	重 用 延 長	未 供 用 延 長	突 延 長
国 道				
指 定				
そ の 他				

県 道	総 延 長	重 用 延 長	未 供 用 延 長	突 延 長

第二表 (4)

交通安金等附帯設備																	
道路管理者の設置する標識		異状対象時の		歩道		道		ガードレール・ガードフェンス		待避所の有無		横断歩道橋及び地下歩道		道路照明		備考	
種類	数量	設置年月日	規制の有無	設置状況	延長	延長	延長	設置状況	延長	有無	名称	型式	架数	数量	設置年月日	交通量	備考
1.案内標識			1.有	1.既設 2.要設置	左右 中心 左右	左右 中心 左右	左右 中心 左右	1.既設 2.要設置	左右 中心 左右	1.有 2.無	1.歩道橋 2.地下歩道	1.階段式 2.スロープ式 3.押上げ式					
2.規制標識			2.無														
3.警戒標識																	
1.案内標識			1.有	1.既設 2.要設置	左右 中心 左右	左右 中心 左右	左右 中心 左右	1.既設 2.要設置	左右 中心 左右	1.有 2.無	1.歩道橋 2.地下歩道	1.階段式 2.スロープ式 3.押上げ式					
2.規制標識			2.無														
3.警戒標識																	
1.案内標識			1.有	1.既設	左右	左右	左右	1.既設	左右	1.有	1.歩道橋	1.階段式 2.スロープ式					
2.規制標識																	

※ 備考欄には、自動車交通不能その他道路の管理上必要な事項を記載すること。

※ この用紙の規格はB-4版

第三表 (1)

建設コード	建設事務所名

道路種別	路線コード
1. 元一般国道 2. 元二級国道 3. 主要地方道 4. 一般県道 5. 有料道路	ふりがな 路線名

調査年月日

区	区画番号	トンネル名	市町村			市			延長	限界高	架設年	橋		交通状況		
			市町村コード	市町村名	全市	単道	中央帯	自転車歩行者道				歩道	歩道		橋	築造
											M T S	1.素堀 2.覆工		1.砂利 2.C0 3.A5 4.a5		
											M T S	1.素堀 2.覆工		1.砂利 2.C0 3.A5 4.a5		

(注) 1. 備考の欄には、トンネルの伏せの状況その他トンネルの管理上必要な事項を記載すること。

2. ボックスカルパート・ロックシールド・スノーシールド・およびルーパー型坑門、突出型坑門等はトンネルに含めないこと。 ※ この用紙の規格はB-4版

第三表 (2)

交通状況		附属施設				備考
大型車交通不能	安全延長	換気施設の有無	照明施設数量	非常用施設	排水施設の有無	
		1. 有 2. 無		1. 通報施設 2. 警報施設 3. 消火施設 4. その他	1. 有 2. 無	
		1. 有 2. 無		1. 通報施設 2. 警報施設 3. 消火施設 4. その他	1. 有 2. 無	
		1. 有		1. 通報施設 2. 警報施設	1. 有	

※ この用紙の規格は B-4 版

第四表 (1)

建設コード	建設事務所名

道路種別	路線コード
1. 元一級国道 2. 元二級国道 3. 主要地方道 4. 一般県道 5. 有料道路	ふりがな 路線名

調査年月日

橋調書

区間		市町村				市				延長		設計条件		架設年度の履歴			
番号	区間番号	市町村コード	市町村名	全中	単道	中央帯	自転車歩行者道	歩道	路肩	橋	面	積	通用示方書		橋	格	橋
													1. T. 15 2. S. 14 3. S. 81 4. S. 89 5. S. 42 6. S. 47 7. S. 48	1. 1等橋 2. 2等橋 3. 8等橋			M. T. S.
													1. T. 16	1. 1等橋			M.

※ この用紙の規格は B-4 版

第四表 (2)

塗装 年度	上部工主要部材諸元											迂回路の路線名	河川の状況		交通費			
	主桁		横桁		縦桁		床版		下部工橋台 橋脚型式	現況 歩道の種類	耐衝 々々 度		規制標識 の制限重量	河川名		改修		
	支間(m)	間隔(m)	支間(m)	間隔(m)	支間(m)	間隔(m)	支間(m)	間隔(m)									支間(m)	間隔(m)
									本数(本)	支間(m)	間隔(m)		支間(m)	間隔(m)		支間(m)		

※ この用紙の規格は B-4 版

鉄道等との交差調書

第五表

図面 照番 対号	箇 所	鉄道又は新設 軌道の名称	交差の方式	延 長	幅 員	有効高又は 交差角度	備 考

※ この用紙の規格は B-4 版

第六表 (1)

道路路面積調査書

建設コード	建設事務所名

道路種別	路線コード	
1. 元一級国道	ふりがな	
2. 元二級国道		
3. 主要地方道路		
4. 一般県道		
5. 有料道路		

調査年月日	
-------	--

区 間	市 町 村		道 路 敷 地 面 積				道 路 部 面 積 (路 厚 ~ 路 厚)				備 考	
	市町村コード	市町村名	道路敷	国有地	地方公共団 体 有 地	民有地	道路部面積	国有地	地方公共団体有地	民有地		
							1.砂利道 m^2	1.砂利道 m^2	1. 砂利道 m^2	1.砂利道 m^2	1.砂利道 m^2 2.舗装道 m^2	

※ この用紙の規格はB-4版

C

C

○長野県道路工事に伴う道路台帳整備作業規定に

ついて（通知）

（昭和51年4月1日 51道維第12号）
建設事務所長あて 土木部長

長野県道路工事に伴う道路台帳整備作業規定

第1章 総 則

（目的）

第1 この作業規定は、道路法施行規則（昭和27年8月1日建設省令第25号。以下「施行規則」という）第4条の2及び昭和39年5月18日道発第188号建設省道路局長通達に基づく道路台帳の作成について、その作業の方式を定め、規格の統一を計り、道路の現況を把握し、適正なる道路管理に寄与することを目的とする。

（他の法令との関係）

第2 この作業の実施にあたっては、測量法、国土調査法及び道路交通法等の関係法令の定めに従って行う。

（作業の区分）

第3 この作業は、図面の作成と調書の作成に区分して、実施する。

- (1) 図面の作成は、道路工事に伴う「工事設計に使用した道路現況平面（以下「既成図」という。）」を基礎にし、工事完了後（当該年度内）に道路の現況を正確に実測し道路台帳を作成する。
- (2) 調書の作成は、長野県指定の道路現況調査表に基づき作成する。

第2章 図面の作成

第1節 概 説

（要 旨）

第4 図面は、施行規則第4条の2の4に基づいて実施するが、その縮尺は500分の1とする。

（図面の大きさ）

第5 図面の大きさは、内図郭において、35cm×100cmとするが、原図素図は40cm×110cmを標準とし、必要に応じ監督員の承認を得て変更することができる。

（作業方法）

第6 図面の作成は、道路工事設計に使用した既成図を参考にし、工事完成後の変化した箇所を重点

C

C

に現地で実測するものとし、変化のない附近の地形等は既成図から作成する。

第2節 計画準備

(既成図面の収集)

第7 既成図面の収集は次による。

- (1) 道路工事に伴う既成図を各建設事務所単位に調査し、その測量図の精度的、縮尺等の調査をし、もって道路台帳の作成に参考として、使用出来得るかを調査する。
- (2) 道路工事に伴う用地測量図の収集を実施し、市町村界、大字及び字の名称並びに地番、境界線の判断に使用する。
- (3) 道路工事に伴う各実施設計図の収集を実施し、車道の巾員、曲線半径及び縦断勾配等の主要な数値または、附属物の判断に使用する。

(既成図面の縮少、拡大編集)

第8 道路工事に伴う既成図の調査等で500分の1以外の既成図が生じた場合には道路台帳図の縮尺に適合すべく縮少または、拡大する。

第3節 細部現況測量

第9 道路台帳図面は、平板測量により、地形、地物を所定の縮尺と図式により、測定図示するものである。

第10 道路台帳の作成は、平面測量を主として行い、等高線等は道路工事に伴う既成図から求める。

第11 平面測量は、工事完了後の変化した路線、建物、橋、河川など高低起伏を考えずに図示するものをいい、縮尺化して表わせるものと、記号を用いなければならないものが、道路台帳の記号図式は別添道路台帳平面図式及び凡例による。

第12 道路構造物の平面位置は、特に厳密に測定し、関係誤差は図上0.2mmを越えてはならない。

第13 沿道の地形及び地物については、道路区域の境界線まで測量しその他は第10により実施する。ただし、家屋移転等により、道路区域外の地形、地物に変化が生じた場合は、その限りでない。

第14 平面素図は、着墨はしないで、検査をうけ、検査完了後裏面に図面番号、図名、路線名、地名、測量年月日及び計画機関名を記入する。また参考にした既成図の作業機関名、測量年月日及び測量方法も表示する。

第15 測量地物は、規定の図式及び記号により正描するが、図式外のものについては監督員の指示による。

第16 測量及び調査すべき主なものは、次の通りである。

- (1) 道路の区域の境界線及び境界杭の設置位置。
- (2) 市町村、大字、字の名称及び境界線、ただし道路工事に伴う用地測量図を参照する。
- (3) 車道の巾員が0.5 m以上変化する箇所ごとにおける当該箇所の車道の巾員、ただし道路工事に伴う設計図を参照する。
- (4) 曲線半径、ただし道路工事に伴う設計図を参照する。
- (5) 路面の種類
- (6) 縦断勾配、ただし道路工事に伴う設計図を参照する。
- (7) トンネル、橋、及び渡船施設並びにこれらの名称。
- (8) 道路の元標、その他主な道路の附属物。
- (9) 道路の敷地の国有、地方公共団体有、または民有の別及び民有地の地番、ただし道路工事に伴う用地測量図を参照して、行うものとし、地主の立合等は含まない。
- (10) 道路と効用を兼ねる主要な工作物。
 - (11) 交差し若しくは接続する道路または重複する道路並びにこれらの主要なものの種類及び路線名。
 - (12) 交差する鉄道または新設軌道及びこれらの名称。
 - (13) 軌道その他の主要な占用物件。
 - (14) 民有地の地番、家屋の所有者氏名。

第4節 製図作業

第17 製図作業とは、平板測量素図原図から規定されたシートにトレースして、清絵原図を作成する作業をいう。

第18 清絵原図の材料は、ポリエステルベース300#とし大きさは、内図郭35cm×100cmとする。

第19 トレースする場合は、その原図に描かれた線上を脱線しないようにトレースの誤差は、図上0.2mm以内とし、各記号図式については図式規定による。

第20 図形の接合は、清絵原図相互の間において行い、内図郭線の内側で接合する場合は接合線を明示する。また接合線は、1号線の長破線とする。

第21 既成図を使用して実施した箇所との接合関係は、充分監督員と協議し最善の方法をとる。

第22 第2原図は清絵図から作成し、材料はポリエステルベース300#を使用する。

第23 台帳作成は、既成図面を最大限に利用してのものであるので、縮尺の違う既成図の縮少、拡大には充分注意し、今回の実測平面図との関連を（接合の精度、測定の範囲等）監督員と協議

し、トレースする。

第3章 調書の作成

第24 調書の作成については道路台帳作成要領による。

第25 道路現況調査表の作成は道路現況調査表等作成要領による。

第26 道路台帳の道路現況調査に必要なインプットデータは、第16における調査項目で、道路台帳平面図の測量原図から記入する。

第27 前26において不足のデータについては、別途野帳にて測定及び調査し道路現況調査表を完備する。

第28 総延長、巾員構成及び歩道延長等の測定内容については、道路工事設計図書及び完成後の道路台帳平面図から監督員と充分協議しインプットデータを作成しなければならない。

第29 道路台帳にかかる道路(区域)敷地内の面積計算及び方法は、図上法によることとし、市町村界、橋梁部及びトンネル部ごとに分けて積算し表示する。

第30 道路現況調査表は、数値的な内容が主であり、以後の計算値(電算)に多大な影響をおよぼすので、充分チェックし平面測定数値との関連又は区域変更、供用開始告示等の関連も監督員と協議し正確に記載しなければならない。

第4章 成果品のとりまとめ

(マイクロ)

第31 道路台帳は、資料の保管として、マイクロにすることとする。マイクロフィルムの大きさは、35mm×35mmとし、縮尺は30分の1とする。平面図については道路維持課用プリンター用マイクロフィルムも作成する。

第32 道路台帳平面図及び用地図が、その部所で、いつでも手軽に使用の便利を期すため、写真縮小によりB4の大きさ(縮尺は1/1500を標準)に統一する。

第33 道路台帳平面図及び用地図は、B4の縮小図から青焼を取りB4の大きさに製本し、また原図(平面図、用地図、占用物件図)の青焼においてもB4の大きさに、折りたたみ製本し、作成年月日、タイトル及び作業機関名を金文字タイプ各1部作成する。

第5章 成果品

第34 作成者は、この測量の成果として、次の図書を〇〇建設事務所長に、提出しなければならない。なお(1)(2)については、監督員と協議して定める。

(1) 平面素図

(2) 平面素図索引図。(位置図)

- (3) 道路台帳トレース原図。(平面図)
- (4) 道路台帳平面第2原図。(占用物件図)
- (5) 道路台帳用地図
- (6) 道路台帳マイクロフィルム。(平面図、用地図)
- (7) 道路台帳縮少図 B4。(平面図、用地図)
- (8) 道路台帳青焼製本……………1部
- (9) 道路現況調査表……………1式
- (10) 測量野帳……………1式

(成果品の保管方法)

第35 前34の成果品の保管は、次によるものとし、地形地物に変化が生じた時は、その都度修正を行うものとする。

- (1) 道路台帳プリンター用マイクロフィルム(平面図)は、道路維持課管理係において永年保存する。
- (2) 道路台帳青焼製本(前34の5、6、7を含む)は、建設事務所において永年保存とする。
- (3) 台帳トレース原図平面図第2原図(占用物件図)(用地図原図)調査表、測量野帳は、建設事務所管理計画課で保存し、各々原図は、永年保存とする。

参考

※ 地物、線号、線種等は本页の表示によるが、本页にないものについては次頁以降の表示により図示すること。

地		物		単位	
一・二級国道	※ 曲線半径	跨線橋	架(コンクリート・ブロック類)	階	段
主要地方道	架 提		板 架		パーキングメーター
県道・市町村道	巾員・側溝・マス	短切道		構	勾配
元標			生垣		上り勾配 5% 下り勾配 5%
水準標	並木	緑地帯	土留(コンクリート類)		
測点及び三角点			土留(木・竹類)		
測点基準点	橋	舗装別	門		
方位点・境界杭	松本橋		ガードレール		
※ 起終点	跨道橋	河海及び水路	石積		

線号	単位
特号線	—— (巾約0.5)
一号線	—— (巾約0.4)
二号線	—— (巾約0.3)
三号線	—— (巾約0.15)

線種	単位
縦断線	(二号)
横断線	(二号)
※ 中心線	(二号)
※ 区域線	—— (一号)
軌条	—— (一号)
都果界	(特号)
都市界	(特号)
区界	(特号)
町村界	(一号)
大字界	(一号)
※ 道路区域内 ※ 民有地界	—— (三号)

1:5000図 1:10000図 注記規定表

種別	字		注記法の			区		字	書体	記載例
	1:500	1:1000	小対象(近)	地域(I)(標)(隔)	地域(II)(近)(標)	線状(標)(隔)	隔			
行政区画	特別区・市	6.0	5.0	○				$\frac{1}{2}$ ~5	直M	川崎市 新宿区
	区・町・村	5.0	4.5	○				$\frac{1}{2}$ ~5		鶴見区 座間町
	市・町・村の飛地	3.5	3.0	○	○			$\frac{1}{4}$ ~4		中川町飛地
居住地	市・区・町・村内の区域	4.5	4.0	○	○			$\frac{1}{4}$ ~2	直G	日本橋
	大字	4.5	4.0	○	○			$\frac{1}{4}$ ~2		福生
	小字	4.0	3.5	○	○			$\frac{1}{4}$ ~2		大手町
	市街地の町・通り・丁目	3.5	3.0	○	○	○		$\frac{1}{4}$ ~1		柴町通三丁目
建築物		3.0	2.5	○	○			$\frac{1}{4}$ ~1	直G	東京郵政局
	種々の目標物	3.0	2.5	○				$\frac{1}{4}$		東京タワー 西郷銅像
諸場	地	3.0~3.5	2.5~3.0	○	○			$\frac{1}{4}$ ~5	直G	多摩臺地
	駅	3.0	2.5	○	○			$\frac{1}{4}$		横浜駅
道路・鉄道・トンネル・坂・峠		3.0~3.5	2.5~3.0	○				$\frac{1}{4}$ ~5	直M	東海道本線
	標高500m未満	3.5	3.0		○			$\frac{1}{4}$ ~1		高尾山
山地	" 500m以上	4.0	3.5		○			$\frac{1}{4}$ ~1	直G	狭山丘陵
	丘陵・山麓	3.5	3.0		○			$\frac{1}{4}$ ~5		鹿ヶ谷
河川	実長10km未満	3.0	2.5	○	○			$\frac{1}{2}$ ~5	直M	馬坂沢
	" 10km以上	4.0	3.5	○	○			$\frac{1}{2}$ ~5		俣田川
	" 20km以上	5.0	4.5	○	○			$\frac{1}{2}$ ~5		見沼代用水
用水	路	3.0~4.0	2.5~3.5	○				$\frac{1}{4}$ ~5		

等	橋ダム・河岸・堤防・渡船発着所	3.0	2.5	○	○	○	○	1/4 ~ 3	直 G	広瀬橋
	せき・龍・水門管 輪送	3.0	2.5	○	○	○	○	1/4 ~ 1	直 G	養老滝
湖・海 池・峡 湾・島 港	面積 1/4 km ² 未満	3.0	2.5	○	○	○	○	1/4 ~ 5	直 M	尾瀬沼
	〃 1/4 km ² 以上	3.5	3.0	○	○	○	○	1/4 ~ 5		多摩湖
	〃 1 km ² 以上	4.0	3.5	○	○	○	○	1/4 ~ 5		遠州灘
	〃 4 km ² 以上	4.5	4.0	○	○	○	○	1/4 ~ 5		石室崎
岬・崎・鼻・岩礁・いそ	3.0 ~ 3.5	2.5 ~ 3.0	○	○	○	○	1/4 ~ 5	直 M		
説明	明注記	2.0 ~ 2.5		○	○	○	○	1/4 ~ 1	直 G	(建設中)(スキーリゾート) テトラポット
	花壇・塩田・湿地 浮きを橋・崩上・壁岩	2.5		○	○	○	○		直 G	(花)(堀)(湿)(浮)(土)(岩)
文字記号	水位観測所・流景観測所 雨景観測所・燈台	2.0		○	○	○	○		直 G	(自)(空)
	道路情報板の種類・道路 (案内・警戒・規制)の番号	1.5						当該主記号 から 0.5 mm	A B C 101 - 201 - A 301	
助	字	親字の 1/2						親字と 1/4	親同 字と	四ッ谷
	振	が	1.5					当該漢字か ら 0.5 mm	直 G	酒々井
基準点等	三角点・水準点・多角点等・そ の他の基準点・突刺による標高	2.0							直 G	123.4
	凶化機測による標高・バ スポイント・タイポイント	2.0							右斜 G	123.4
一般注	比高・岸高・等高線の標高	1.5							右斜 G	123 120 + 12.3 - 12.3
	事項									

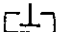
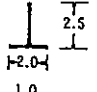
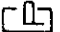
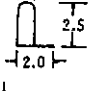
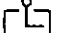
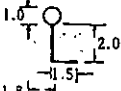
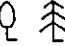
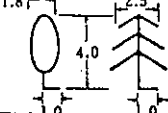

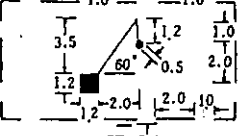

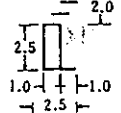

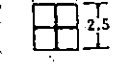

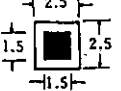

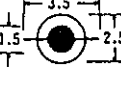

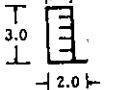

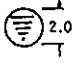

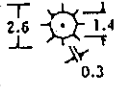

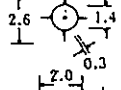
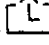
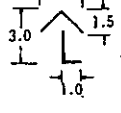
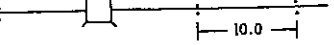
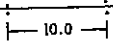
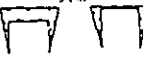
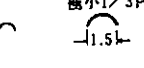
1. 字大のまたがるものは、対象物の大小・資格等を考慮して 0.5 mm を単位とした字大で適用する。
2. 本表に記載していないものは、表中類以物の注記規定による。
3. 助字・振がな以外のかなは、本表記載字大の 4/5 とする。
4. 書本の「直」は直立、M は明朝体、G は等線体で、文字の線の太さは、すべて中太とする。

区分	番号	名称	線号	記号		表示方法		摘要	
				1:500	1:1000	1:500	1:1000		
建物	1	建物	2・6			真形			
	2	堅ろう建物	6						
	3	無壁舎	2・6						
建物記号	4	神社	4			注記			
	5	寺院	4						
	6	キリスト教会	4						
	7	学校	4						
	8	病院	3						
	9	警察署	4						
	10	警察官駐在所 派出所	4						
	11	消防署	4						
	12	郵便局	4						
	13	電報電話局	4						
	14	工場	4						
	15	発電所	4						
	16	変電所	4						

区分	番号	名称	線号	記号		表示方法		摘要
				1:500	1:1000	1:500	1:1000	
建物	17	倉庫	2・4			注記		
	18	火薬庫	4					
	19	揚排水ポンプ場	4			記号		
	20	市・特別区・町村・指定都市の区の役場支所・出張所	4			注記		
	21	官公署	4					
	22	裁判所	4					
	23	検察庁	4					
	24	税務署	4					
	25	営林署	4					
	記号	26	税関	4				
		27	刑務所	4				
		28	公会堂・公民館	3				
号		29	銀行	3				
	30	職業安定所	3					
	31	保健所	3					
	32	協同組合	3					

区分	番号	名称	線号	記号		表示方法		摘要
				1:500	1:1000	1:500	1:1000	
建物記号	33	幼稚園・保育園	3			注記		
	34	市場	3					
	35	汚水処理場	3					
	36	浄水場	3					
	37	工事事務所	2					
	38	出張所	2					
	39	土木事務所	2					
	40	測候所	4					
構	41	石・コンクリート・レンガ・ブロック・土へい	2			真形		
	42	板・トタンへい	4			記号		
	43	生垣	2			真形	竹垣を含む。	
	44	鉄さく	2			記号	有利鉄線を含む。	
	45	土圍	2			真形		
集落に属する諸地	46	空地						
	47	花壇				記号		

区分	番号	名称	線号	記号		表示方法		摘要
				1:500	1:1000	1:500	1:1000	
集落に属する諸地	48	園庭	2 4			記号	.	
	49	墓	4					
基準点等	50	三角点	4	△37.21		.	.	三角点の標高は小数2位とする。(3位4捨5入) 水準点の標高は小数3位とする。(4位4捨5入) 多角点の標高は小数2位とする。(3位4捨5入) その他の基準点の標高は小数2位とする。(3位4捨5入) 標石を有しない標高点 ・25.17 簡易水準測量による標高点 ● ±0.5 ・25.2 図化機測定による標高点 ● ±0.5 バスポイントおよびタイポイント ▽25.2
	51	水準点	4	□37.211				
	52	多角点等	4	○14.83				
	53	その他の基準点	2	◎14.83				
	54	標石を有しない標高点						
種々の目標物	56	門	2			真形	.	
	57	屋門	2 4					
	58	鳥居	2					
	59	高塔	2					
	60	電波塔	2					
	61	油井	2					
62	ガス井	2						
63	井戸	2						

区分	番号	名称	線号	記号		表示方法		摘要
				1:500	1:1000	1:500	1:1000	
種々の物の目標	64	墓碑	4	 台石の真形3号線		記号	必要に応じて注記する。	
	65	記念碑	3	 台石の真形3号線				
	66	立像	2.4	 台石の真形3号線				
	67	独立樹 (広葉・針葉)	3					
	68	起重機	2	 移動の範囲3号線				
	69	煙突	3	 脚部の真形3号線				
	70	水位	2.4	(自) 				注記
	71	流量	観測所	(自) 				
	72	雨量		(自) 				
73	水量標	2.4			記号			
74	タンク	3						
75	燈台	2	(空) 		注記 記号			
76	燈標	2			記号			
77	路傍祠	2.4						
78	送電線	2						
79	坑口	2.6	真形 	真形 	真形			

区分	番号	名称	線号	記号		表示方法		摘要
				1:500	1:1000	1:500	1:1000	
種々の目録物	80	洞口	4			真形	記	
	81	官民境界杭	2			記号		
	82	交通量観測所	2 4					常時観測のみ。
	83	道路情報板	4					種類を示す文字記号を併記する。
	84	距離標	道					距離数を併記する。
	85			河				
	86	スノーポール	2 4					
	87	カーブミラー	2 4					
	88	道路標識	案内					番号を併記する。
	89		警戒					
	90		規制					
	91	照明灯	2					
	92	信号灯	2					
	93	給水塔	2					
	94	貯水槽	2					
95	水質観測所	2			注記			

区分	番号	名称	線号	記号		表示方法		摘要
				1:500	1:1000	1:500	1:1000	
種 々 の 目 標 物	96	波 浪 観測所	4			注 記		
	97	風向・風速	2 4					
	98	消 火 栓	2			記 号		
	99	地下鉄空気穴	2			真 形	外側を真形。	
	100	ガス	2	●	⊙ 1.5	記 号		
	101	電話	2	⊙	⊙ 1.5			
	102	マンホール 下水	2	⊙	⊙ 1.5			
	103	水道	2	●	⊙ 1.5			
	104	配 電 電柱	2	●	⊙ 1.0			
	105	電話・市電		●	● 1.0			
	106	電話ボックス	2	⊙	⊙ 2.5			
107	郵便ポスト	2	⊙	⊙ 2.5				
108	公 衆 便 所	2	W.C	W.C 2.0 4.0				
109	肥 料 槽	2	⊙	⊙ 2.5				
110	と う ろ う	2	◇	◇ 0.5 1.0				
111	狛 犬	2 4			真 形	台は真形とする。		

区分	番号	名称	線号	記号		表示方法		摘要
				1:500	1:1000	1:500	1:1000	
種々の目標物	112	噴水	3			記号		
	113	区域界	2					
場	114	噴火口・噴気口	2 4			注記号		
	115	温泉・鉱泉	3					
	116	材料置場	4			記号		
	117	陵墓	4			注記		
	118	古墳	2 4					
地	119	城・城跡	4					
	120	史跡・名勝物・天然記念物	2					
	121	採石場・土取場	1 4			真形注記		現況をそれぞれの記号で表示し、説明注記する。
道路等	122	真巾道路	3			真形		
	123	庭園路	3					
	124	徒歩道	6			記号		
	125	建設中の道路	2			真形		
	126	歩道を有する部	2					
	127	道路の分離帯	2 6					

区分	番号	名称	線号	記号		表示方法		摘要	
				1:500	1:1000	1:500	1:1000		
道路等	128	トンネル	2.6			真形	記		
	129	橋	永久橋 木橋 徒橋	2.6					
				2.4					
				2.6			記号		
	130	交差部	2.6			真形			
	131	高架部	6						
	132	横断歩道橋	2			真形	記		
	133	地下道出入口	2.4			真形		外観を真形。	
	134	石段	2.4						
	135	雪よけ等を有する部	2						
	136	道路と並木	2						
	137	道路の切取部	2	射影2=未満	射影2=以上				
	138	道路の盛土部	2	射影2=未満	射影2=以上				
	139	法面保護	網	2					
140	モルタル		2						
141	落石防止柵	2.4			記号				

区分	番号	名称	線号	記号		表示方法		摘要
				1:500	1:1000	1:500	1:1000	
道路等	142	防護 揚	4			記号		
	143		2					
鉄道等	144	普通鉄道	2			真形		
	145	交差部	6					
	146	高架部	6					
	147	特殊軌道	6					
	148	索道	2					
	149	建設中の鉄道	2					
	150	プラットホームおよび 線橋等	2 4					
	151	家屋内の駅	6					
	152	転車台	2					
	153	雪よけ等を有する部	2					
154	トンネル	2 6						
155	停留所および 安全地帯	2						
境界	156	都府県界	6 2			記号		
	157	北海道の支庁界	6					

区分	番号	名称	線号	記号		表示方法		摘要
				1:500	1:1000	1:500	1:1000	
境界	158	都市・特別区界	6			記号		
	159	町村・指定都市界	6					
植生	160	植生界						定間隔 記号の大きさは、 1/500と1/1000 は同じ。 記号間隔は 出に同じ、記号の 大きさは1/500と 1/1000は同じ。
	161	耕地界	2					
	162	田	2					
	163	畑	2					
	164	桑畑	2					
	165	茶畑	2					
	166	果樹園	2					
	167	その他の樹木畑	2					
	168	芝地						
	169	塩田						
170	広葉樹林	2				間隔は任意的に表示 記号の大きさは 1/500と1/1000 は同じ。		
171	針葉樹林	2						
172	竹林	2						
173	荒地	2						

区分	番号	名称	線号	記号		表示方法		摘要
				1:500	1:1000	1:500	1:1000	
植生	174	未耕地に属する植生	はい松地	2			記号	間隔は、意匠的に表示、記号の大きさは1/500と1/1000は同じ。
	175		笹地	2				
	176		しゅうろ科樹林	2				
	177		砂地・れき地	2				
	178		湿地	2				
河川	179	河川	2			真形記	真形	
	180	細流	2					
	181	かれ川	2					
	182	用水路	2					
	183	被覆	コンクリート擁壁	4				
			石積(張)	2				
ブロック積(張)			2					
184	河岸に岩石を露出する部	2						
185	不透過水制透過	2						

区分	番号	名称	線号	記号		表示方法		摘要
				1:500	1:1000	1:500	1:1000	
河川等	186	護岸	被覆 根固	2		真形	<p>コンクリート、石、ブロック等は18.3の裏面の記号を用い、その他の被覆については説明注記のみにより表示する。</p> <p>外周を区域界で囲み、中にXを通算表示し、種類については説明注記する。</p>	
	187	せき		4		真注形記		
	188	ダム			真形を表示			
	189	水門	2 4					
	190	滝	4		注記			
	191	渡船発着所	2					
	192	流水方向	6		記号			
	193	輸送管	地上	2		真形		
			空間	2				
	194	土堤	小	2				
			大					
	湖池等	195	湖池	2 4		真注形記		
	海部	196	水がい線	2 4		真形		
		197	いそ岩礁	2 4				

区分	番号	名称	線号	記号		表示方法		摘要	
				1:500	1:1000	1:500	1:1000		
海部	198	防渡堤	2 4			真形		浮き入橋の場合は、文字記号を併記する。	
	199	さん橋	4 4						
地形	200	等高線	主曲線	2			記号		射影10m以上ある場合は外周を区域界で囲み等高線を表示し、文字記号を表示する。
			補助線	2					
			特殊補助線	2					
			計曲線	4					
	201	おう地	2 4						
	202	崩土	1 4			真形			
	203	比高	2			注記			
	204	岸高	2						
205	雨裂	1 4			真形				
206	壁岩	2 4							
207	露岩	2 4							
208	散岩	2 4							

道路台帳整備・修正作業特記仕様書

第1章 総 則

第1 適 用

長野県土木部の行う道路台帳整備、修正作業（以下「作業」という。）については、道路台帳作成要領（以下「作成要領」という。）及び測量作業共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）並びに長野県公共測量作業規程および同運用基準（以下「規定」という。）によるほか、この特記仕様書の定めるところによる。

第2 用語の定義

この特記仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 監督員とは、委託者（以下「甲」という。）が作業の施行について監督を行う者として受託者（以下「乙」という。）に通知した職員をいう。
- 2 指示とは、監督員が乙に対し、所掌事務に関する方針、基準、計画等を示して、実施させることをいう。
- 3 成果品とは、作成要領第2に定めるものをいう。
- 4 既成図利用とは、過去の道路工事等における測量成果及び設計図等を利用して道路台帳の整備を行うことをいう。この場合、既成図の縮尺は $\frac{1}{1000}$ 以上とする。

第3 資料の提供

- 1 作業に必要な資料の提供は、関係設事務所における縦覧を原則とする。この場合、乙は監督員の指示に従うものとする。
- 2 測量成果及び設計図書等で甲が貸与を認めた資料については、その貸出状況を記録した帳簿により処理するものとする。
- 3 乙は前項により貸出を受けた資料について善良な管理を行うものとする。

第4 疑 義

本特記仕様書に疑義を生じた場合には、直ちに監督員に申し出て、その指示に従うこと。

第5 苦 情 等

作業中第3者より、苦情その他の申し出があった場合には、直ちに監督員に報告しその指示に従うこと。

第2章 基準点測量

第1 一般的事項

基準点測量の一般事項は、規程の4級基準点測量に準じて行うものとする。

第2 基 準 点

- 1 基準点間隔は250mを標準とし、必要な場合には補足点を設けるものとする。
- 2 基準点はその位置する区間番号を表示したプラスチック杭（7cm×7cm×60cm赤色）を埋め

込み、表示するものとする。この場合、市街地等では通行に危険のないよう配慮するものとする。

第3 精 度

精度は下表に定める制限値を標準とする。

項目	規格	4 級基準点測量
方向角の閉合差		$30'' + 15'' \sqrt{n}$
座標の出合差		$1.5\text{cm} + 1.5\text{cm} \sqrt{s}$

注) nは測量点数、sは閉合すべき距離(km)

第3章 平面測量

第1 一般的事項

- 1 平面測量の一般的事項は、規定の地形測量に準じて行うものとする。
- 2 道路区域の境界線は、官民界の確定した箇所にあつては境界杭を結んだ線とし、その他の箇所にあつては現地の状況を勘案して決定するものとする。
- 3 既成図利用区間にあつても道路区域内については、平板測量を実施するものとする。

第2 測量の範囲

- 1 測量幅は、道路区域外片側20mまでの範囲を対象とする。この場合、市街地にあつて一宅地が前記範囲に納まらないときは一宅地までとする。
- 2 平面図修正作業の範囲は、下記のとおりとする。

区域	項目	作業の範囲
道路敷地(区域)内		平板測量による補測修正
道路敷地(区域)外左右20m		オフセット測量による補測修正

第3 精 度

精度は、下記に定めるとおりとする。

区分	項目	標準偏差
道路構造物の水平位置		作成要領による
その他各種表現対象物の水平位置		図上 ± 0.5mm
標高、等高線		等高線間隔の1/2以内

第4章 成果品

第1 平面図

- 1 図面は左を路線の起点として表示するものとする。
- 2 平面図へ必要な事項を記載する場合、原則として余白を利用して行うものとする。なお、図示方法及び記載例を別紙-1に示す。
- 3 各基準点の位置関係を角度と点間距離をもって表示する。この場合、基準点の番号は当該基準点の位置する区間番号を用いるものとする。
- 4 延長及び巾員は、区間番号と区間延長及び巾員構成を記入する。この場合路面の種類も書き添えるものとする。この場合、凡例は下記による。

巾員構成	凡例	路面の種類	凡例
車道	シャ	砂利	砂利
路肩	ロ	コンクリート	Co
歩道	ホ	高級アスファルト	As
自転車歩行者道	ジ	簡易アスファルト	a s
		応急舗装	応急

- 5 曲線半径は、曲線半径と横断勾配及び曲線長を記入する。なお、クロソイド曲線にあっては、曲線半径と曲線長及びパラメーターを記入する。
- 6 縦断勾配は、変化点において勾配と方向を記入する。
- 7 横断暗渠については、延長と径及び土被り等を記入する。
- 8 他の国県道との平面交差は、〇〇線が交差或いは〇〇線に重用と記入する。
- 9 占用物件の平面図への記載は、道路区域内の表面上にある物件に限る。
- 10 電柱については各々の図示記号によるが、道路敷(区域)内のものについては更に下記により占有者の略称を記入する。

電柱の種類	図示記号	占有者の略称	
電話柱	●	☎…NTT	☎…有線
配電柱	⊙	⊕…中部電力	⊕…東京電力

- 11 道路標識は、各々図示番号により表示する。また道路照明灯は、図示記号に道路照明台帳の整理番号を添え表示する。
- 12 平面図の作成に伴い接合線を設けた場合は、必ず現地において確認できるようにするものとする。
- 13 B4版縮少図は、原図からリスフィルムネガポジを用いて焼付し作成するものとする。

第2 用地図

- 1 用地図は、区域線記入済平面図から正確に道路区域の境界線を透写し、区間番号で区切って作成するものとする。この場合、区域内の国有と地方公共団体有及び民有別も公図、登記簿等より

判断し記載するものとする。

- 2 求積計算は、図上法により国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく面積測定作業規程準則（昭和27年経済令第14号）を準用して行うものとし、結果は各々区間番号毎に表記するものとする。
- 3 プラニメーターにより求積計算を行う場合は、上記2に定める他次によるものとする。
 - (1) 面積測定に使用するプラニメーターは、レンズ付補製プラニメーターとする。
 - (2) 図上測定は、1ブロックを延長で図上20cm以内に分割して測定するものとする。
 - (3) 1ブロックの測定にあたっては、右まわり3回、左まわり3回の計6回測定し、各々の較差が $(0.1 + 0.04\sqrt{F})\sqrt{F}$ 以内であれば、その算術平均値を決定値とする。ただしFは測定面積である。
 - (4) 点検の方法は、隣り合う2ブロックをまとめて上記(3)の方法で測定した値と、ブロック毎の測定値が合計値との較差が、 $(0.1 + 0.04\sqrt{F})\sqrt{F}$ 以内でなければならない。
- 4 高精度デジタルプラニメーターにより求積計算を行う場合は、次によるものとする。
 - (1) 使用機械は経済企画庁の審査をうけ、公式面積測定使用の承認をうけたものとする。
 - (2) 面積の測定は2回とし、その較差が $(0.1 + 0.04\sqrt{F})\sqrt{F}$ 以内であれば、その算術平均値を決定値とする。
ただしFは測定面積である。
 - (3) 点検は、図面1枚について全体の測定値と、2以上のブロックに分割して測定した合計値との較差が、 $(0.1 + 0.04\sqrt{F})\sqrt{F}$ 以内でなければならない。
- 5 上記3及び4により求積計算を行う場合は、「道路敷地面積計算書」（別紙-2）を提出し監督員の検査を受けるものとする。
- 6 B4版縮少図は、原図からリスフィルムネガポジを用いて焼付し作成するものとする。

第3 占用物件図

- 1 占用物件図は、平面図を1:1に直焼して二次原図を作成し用いるものとする。
- 2 占用許可台帳に基づき、記載されている許可占用物件を記入する。なお、図示方法及び記載例を別紙-3に示す。
- 3 地下占用物件は、埋設物が管の場合は特号線の破線で、線の場合は3号線の破線で埋設位置を表示し、マンホールについては各々の図示記号による。この場合、占用者名、物件の名称、延長、管径、本数又は条数を書き添えること。なお、道路法施行令に基づく占用物件の深さについて、「工事実施上やむを得ない場合にあっては、……」を適用してある箇所は、区間を明らかにしてその最少土被りを記入する。
- 4 地下占用物件は、上記3に定める他次表に定める色別を添えて表示する。この場合、青焼図も同様に取扱うものとする。

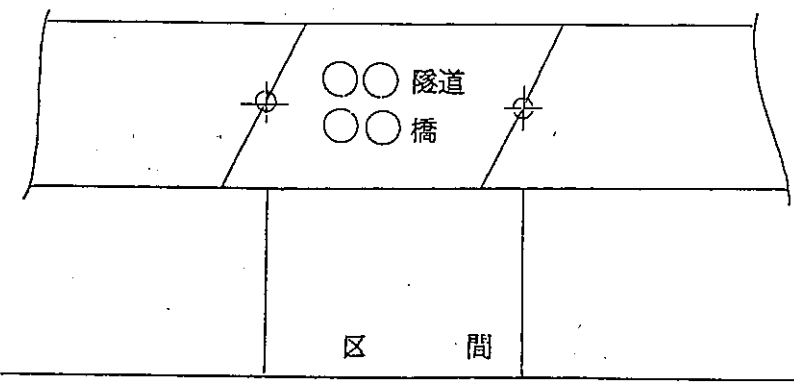
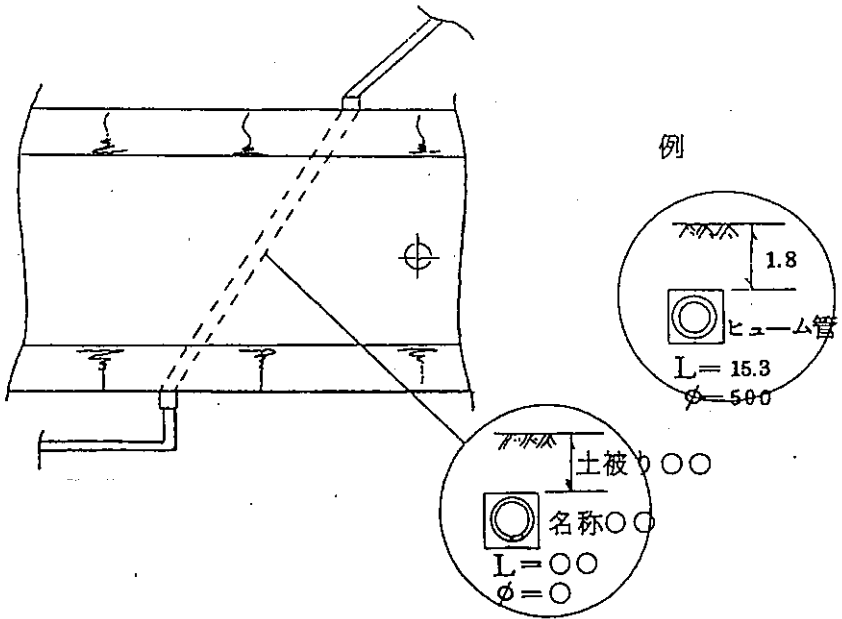
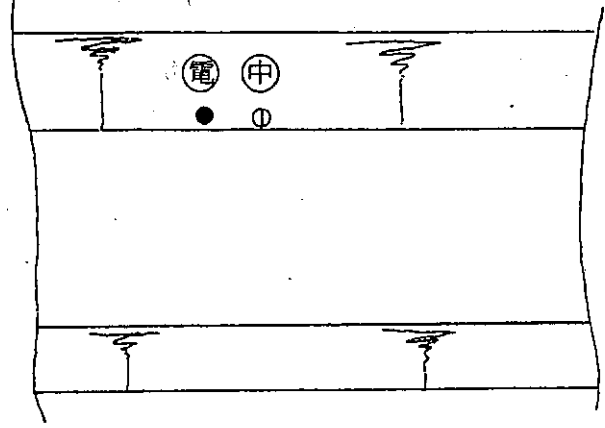
区 分	色 彩
電 話 線	赤 色
電 力 線	オ レ ン ジ 色
水	青 色
下 水 道 線	茶 色
ガ ス 線	緑 色

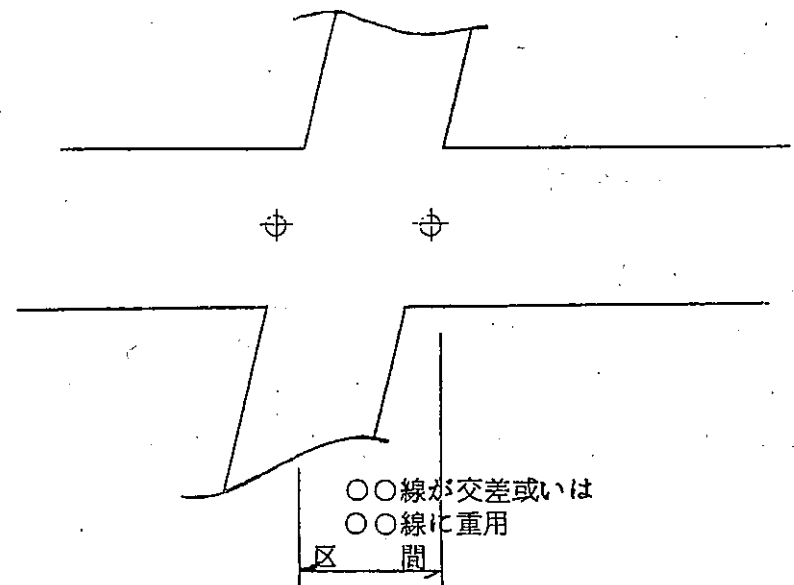
- 5 電柱は、平面図で図示した他電柱番号を記入する。
- 6 軌道敷については、所有を明らかにして表示する。
- 7 公安委員会の標識は、各々の図示番号により表示する。
- 8 横断暗渠は、平面図で図示した他占用者名を記入する。
- 9 占用物件の横断位置を明示する。

第4 道路台帳の編さん

- 1 道路台帳の表紙は、B4版の大きさを左とし横長とし、背表紙を合わせて付けるものとする。
- 2 台帳図面の文字、記号等は、縮小図においても読み取りできるよう記載する。

記載事項	図示方法及び記載例
1 延長及び巾員	<p>巾員構成</p> <p>区間番号 No.</p> <p>延長 L=</p> <p>路面の種類</p> <p>例</p> <p>As</p>
2 曲線半径	<p>区間</p> <p>曲長線</p> <p>縦断勾配%</p>
3 縦断勾配	<p>勾配変化点</p> <p>%%</p> <p>%%</p>

記載事項	図示方法及び記載例
<p>4 トンネル、橋及び渡船施設</p>	 <p style="text-align: center;">区 間</p>
<p>5 横断暗渠</p>	 <p style="text-align: right;">例</p> <p style="text-align: right;">1.8 ヒューム管 L=15.3 φ=500</p> <p style="text-align: right;">土被りφφ 名称φφ L=φφ φ=φ</p>
<p>6 電 柱</p>	<p style="text-align: left;">例</p> 

記載事項	図示方法及び記載例
<p>7 他の国県道との平面交差</p>	 <p>○○線が交差或いは ○○線に重用 区 間</p>

道路敷面積計算書
(プラニメーター)

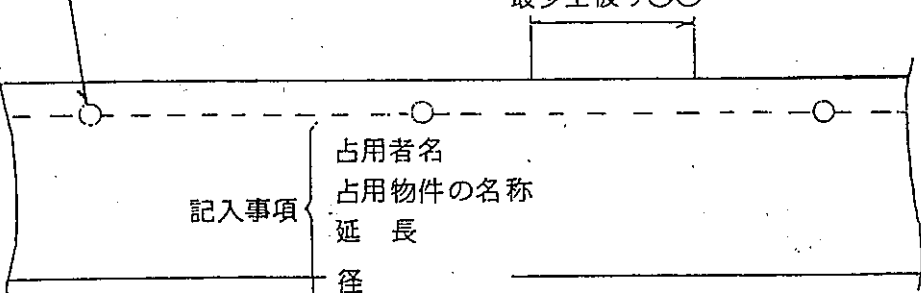
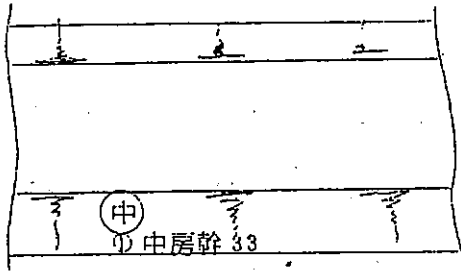
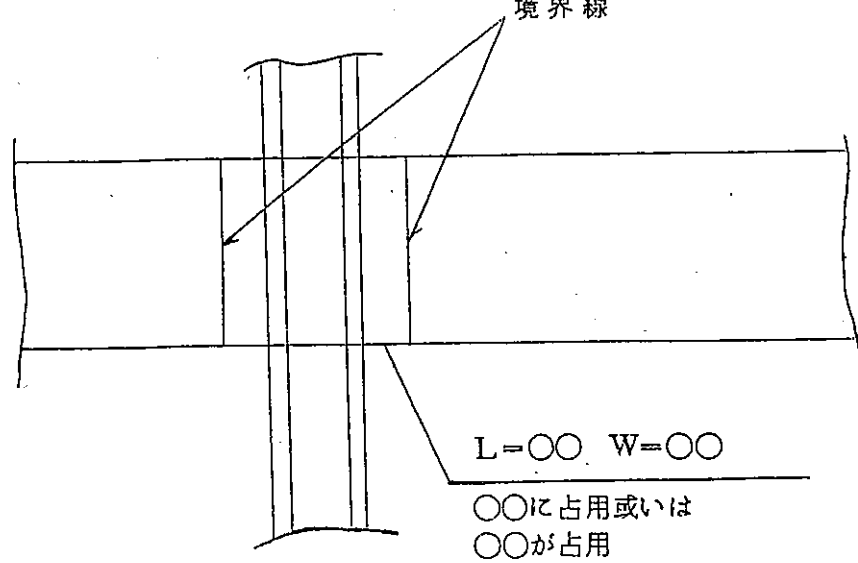
16.

路線名
か所名

縮尺
精度 $(0.1 + 0.04 \sqrt{F}) \sqrt{F}$
プラニメーターの単位面積

図面番号 〔ブロック〕	右まわり		左まわり		較差	平面 均積	決定面積
	回 転 数	面 積	回 転 数	面 積			
○ 〔 〕	一回目						
	二回目						
	三回目						
	平均						
	均						
○ 〔 〕	一回目						
	二回目						
	三回目						
	平均						
	均						
○ 〔 〕	一回目						
	二回目						
	三回目						
	平均						
	均						

較 差 $(+) - () = (0.1 + 0.04 \sqrt{F}) \sqrt{F} =$

記載事項	図示方法及び記載例
1 地下占用物件	<div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="margin-right: 20px;"> <p>マンホールの位置 図示記号</p> </div> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> <p>温泉.....(温)</p> <p>ガス.....(G)</p> <p>電話.....(○)</p> <p>下水.....(下)</p> <p>水道.....(水)</p> </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;"> <p>記入事項</p> </div> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> <p>占有者名</p> <p>占有物件の名称</p> <p>延長</p> <p>径</p> <p>本数又は条数</p> </div> </div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <p>最少土被り○○</p> </div> 
2 電 柱	<p>例</p> 
3 軌 道	 <p style="text-align: right;">境界線</p> <p style="text-align: right;">L=○○ W=○○</p> <p style="text-align: right;">○○に占有或いは ○○が占有</p>

道路台帳表紙

背 表 紙

○	道 路 台 帳	○
○	(路線名)	○
○	(市町村名)	○
○		○

表 紙

○	道 路 台 帳	
○	路 線 名 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
○	区 間 番 号 ○ ○ - ○ ○	
○		計 画 機 関 名 ○ ○
○		作 業 機 関 名 ○ ○
○		作 製 年 月 日 ○ ○

注) 表紙の地色は、黒色、文字は金色とする。

道路台帳及び台帳図の取り扱い要領

(目的)

第1 道路台帳及び台帳図は、道路の維持、管理及び増改築における諸計画の円滑な推進を計るための重要な資料であるからその利用について要領を定め道路行政の万全を期する。

(作成の基準)

第2 道路台帳及び台帳図の諸基準は、道路台帳作成要領及び長野県道路工事に伴う道路台帳整備作業規定並びに道路台帳整備修正作業特記仕様書により作成したものである。

第3 台帳図の注記については、別紙凡例のとおりとする。

第4 道路の整理番号は、起点に向かって原則として100mごとに(巾員に変化がある場合、または橋梁、トンネル等がある場合はこの限りでない。)設定したものである。

(補正)

第5 道路台帳及び台帳図の補正は、補正が必要と認められる総ての工事について各々「道路台帳作成要領及び長野県道路工事に伴う道路台帳整備作業規定並びに道路台帳整備・修正作業特記仕様書」に従って補正する。

第6 補正の時期は、原則として工事の完了と同時に行うものとする。

(利用基準)

第7 道路台帳及び台帳図を利用または、閲覧する者は担当係員に許可を得、その指示に従うこと。

第8 道路台帳及び台帳図は、部外(所外。)持出を禁止する。

第9 閲覧者は、道路台帳及び台帳図に汚点、破損等のないよう注意し、タバコその他の火気類を近づけないよう注意すること。

第10 閲覧者は、道路台帳及び台帳図の上から鉛筆類、ボールペン、万年筆、サインペンその他の筆記具により複写することを禁止する。

第11 複写する場合は、係員の許可を必要とするが高熱がかかる複写は禁止する。

(管理)

第12 道路台帳及び台帳図の管理は、道路維持課及び建設事務所管理計画課において管理する。



道 路 法 (技 粹)

(この法律の目的)

第1条 この法律は、道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もって交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道（自動車のみの一般交通の用に供する道を含む。）で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

2 この法律において「道路附属物」とは、道路の構造の保全、安全且つ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、左の各号の1に掲げるものをいう。

- (1) 道路上のさく又は駒止
- (2) 道路上の並木又は街燈で第18条第1項に規定する道路管理者の設けるもの
- (3) 道路標識、道路元標又は里程標
- (4) 道路に接する道路修理用材料の常置場
- (5) 道路に接する自動車駐車場で第18条第1項に規定する道路管理者の設けるもの
- (6) 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）第3条第1項の規定による共同溝整備道路に第18条第1項に規定する道路管理者の設ける共同溝
- (7) 前各号に掲げるものを除く外、政令で定めるもの

3 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。

(道路の種類)

第3条 道路の種類は、左に掲げるものとする。

- (1) 高速自動車国道
- (2) 一般国道
- (3) 都道府県道
- (4) 市町村道

(路線が重複する場合の措置)

第11条 国道の路線と都道府県道又は市町村道の路線とが重複する場合においては、国道に関する規定を適用する。

- 2 都道府県道の路線と市町村道の路線とが重複する場合においては、その重複する道路の部分については、都道府県道に関する規定を適用する。
- 3 他の道路の路線と重複するように路線を指定し、認定し、若しくは変更しようとする者又は他の道路の路線と重複している路線について路線を廃止し、若しくは変更しようとする者は、現に当該道路の路線を認定している者に、あらかじめその旨を通知しなければならない。

(道路台帳)

第28条 道路管理者は、その管理する道路の台帳(以下本条において「道路台帳」という。)を調整し、これを保管しなければならない。

- 2 道路台帳の記載事項その他その調整及び保管に関し必要な事項は、建設省令で定める。
- 3 道路管理者は、道路台帳の閲覧を求められた場合においては、これを拒むことができない。

[第28条の解釈]

- 1 本条は、道路管理者に対し、道路台帳を調整、保管する義務及びこれを閲覧させる義務を定めるとともに、その細目事項を建設省令に委任した規定である。
- 2 道路及びその沿道については種々の公法上の規制が働く。まず、道路については私権の制限(法4条)が行われる。したがって、その管理に関しては、私法上の法律関係が原則的に排除されるとともに、道路の使用(法3章・46条・47条)、道路に対する侵害行為(法43条・71条)、道路に関する費用の負担(法58条～62条・73条)等すべて公法上の法律関係として処理される。また沿道区域(法44条)については特別の公法上の義務が課されている。これらは私人の権利・利益と密接に関係する。それゆえ、これらの公法上の法律関係が及ぶ領域は常に明確にされていなければならない。一方、道路管理者がその管理事務を円滑に遂行するためにも、道路の区域はもろろん道路の構造等、兼用工作物、占用物件その他に関し道路管理上の基礎的な事項を総括して把握しておく必要がある。道路台帳の制度は、このような趣旨に基き設けられたものである。
- 3 本条第1項及び第2項は旧法第30条に対応する規定である。そして旧法施行令では「利害関係人ハ道路台帳ノ閲覧ヲ求ムルコトヲ得」(旧施行令15条2項)とされ、道路法第30条ノ規定ニ依ル道路台帳ニ関スル件(大正8年内務省令第23号)に細目事項が定められていた。したがって、旧法の制度が、おおむねそのまま本法に受け継がれたものと考えてよいが、本法では、交通情勢の変遷に応じて、又は地方交付税等の算定基礎に関連して、道路管理上の要請から道路の現況を把握する面を重視して運用させる傾向にある点に注意すべきである。

なお、道路台帳の整備状況が十分でないため、暫定的な措置として道路橋梁現況台帳の制度(昭和26年道発第93号参照)がとられてきたが、この制度は、その性格から原則として廃止し、本条の道路台帳に吸収されるべきものである。

4 他の公共用物に関しては、河川台帳（河川法12条）、海岸保全区域台帳（海岸法24条）、港湾台帳（港湾法49条の2）、都市公園台帳（都市公園法17条）等の制度がある。

なお、道路である国有財産については国有財産法第32条の規定に基く国有財産台帳の対象とならない（同法38条、同法施行令22条の2）。

5 （第1項関係）

(1) 道路台帳の調整、保管は、道路管理者が自ら「管理する道路」について行う。この権限は道路管理者に固有の権限であると考えられている。したがって権限代行の対象とされていない（施行令5条、特別措置法6条の2・7条・7条の6参照）。ただし、道の区域内の道路については、特例が認められている（法88条2項、施行令33条・34条）が、むしろ、この場合の建設大臣の権限がいわゆる権限代行とは異質のものであると解すべきである。

なお、国道が路線を区分して管理されるときは、それぞれ管理する区間について別箇に道路台帳が調整されることになる。

(2) 「道路台帳」とだけ規定され、具体的内容が明らかにされていないが、前述の制度の趣旨を当然の前提として、道路に関する基本的事項の記載を内容とすべきことが要求されていると考えられる。

(3) 道路台帳の調整及び保管は道路管理者の義務である。「調整」には記載事項の変更があったときの補正を含む（規則4条の25項参照）。本条により調整すべき道路台帳は1箇である。これを正本として、その記載をもって道路管理者の有権的な表示とされる。閲覧者の便宜等を考慮して複数の台帳（副本）を調整することは、もちろん適当な措置であるが、この場合には正本である台帳と副本である台帳とは明瞭に区分して取扱うべきである。

(4) 道路管理者が地方公共団体であるときは、その長が道路台帳の調整、保管を行うこととさわている（法97条）。

(5) 道路台帳の記載事項については特別の証拠力が与えられていない。したがって、記載事項に関し争が起ったときには、これに反する立証をすることができる。

6 （第2項関係）

(1) 道路台帳の記載事項等は「建設省令」に定められる。これにより道路台帳の様式等は全国的に統一されるわけである。

(2) 「建設省令」には次の事項が規定されている（規則4条の2）。

- ① 道路台帳は調書及び図面をもって組成すること。
- ② 調書については、一定の必要的記載事項及び様式。
- ③ 図面については、一定の必要的記載事項及び縮尺。

④ 調書及び図面の記載事項に関する補正義務。

⑤ 保管場所は、建設省、北海道開発局又は関係の都道府県若しくは市町村の事務所とすること。

7 (第3項係)

道路管理者は、道路台帳の閲覧を拒否できない。前述のように道路及びその沿道については種々の公法上の規制が行われるが、これは私人の権利、利益に影響する場合が多い。この場合には、私人が救済手段等の措置を講ずるため道路台帳の内容を確認する必要が生ずるときがある。このため、本条で道路台帳を閲覧する権利が保障されたわけである。したがって、この趣旨から、道路台帳の副本を調整して地方支部局に配置したときも、その閲覧については、本項の規定に準じて処理されるべきである。

道 路 法 施 行 規 則 (技 粋)

(道路台帳)

第4条の2 道路台帳は、調書及び図面をもって組成するものとする。

2 調書及び図面は、路線ごとに調整するものとする。

3 調書には、道路につき、少なくとも左に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、別記様式第4とする。

(1) 道路の種類

(2) 路線名

(3) 路線の指定又は認定の年月日

(4) 路線の起点及び終点

(5) 路線の主要な経過地

(6) 供用開始の区間及び年月日

(7) 路線(その管理に係る部分に限る。)の延長及びその内訳

(8) 道路の敷地の面積及びその内訳

(9) 最小車道巾員、最小曲線半径及び最急縦断勾配

(10) 鉄道又は新設軌道との交差の数、方式及び構造

(11) 有料の道路の区間、延長及びその内訳並びに料金徴収期間

(12) 道路と効用を兼ねる主要な他の工作物の概要

(13) 軌道その他主要な占用物件の概要

(14) 道路一体建物の概要

4 図面は、道路につき、少なくとも次に掲げる事項を、附近の地形及び方位を表示した縮尺1,000分の1以上の平面図に記載して調整するものとする。

- (1) 道路の区域の境界線
- (2) 市町村、大字及び字の名称及び境界線
- (3) 車道の巾員が0.5 m以上変化する箇所ごとにおける当該箇所の車道の巾員
- (4) 曲線半径(30 m以上のものを除く。)
- (5) 縦断勾配(8%未満のものを除く。)
- (6) 路面の種類
- (7) トンネル、橋及び渡船施設並びにこれらの名称
- (8) 自動車交通不能区間(巾員、曲線半径、勾配その他の道路の状況により最大積載量4トンの貨物自動車が行き止まりになる区間をいう。)
- (9) 道路の元標その他主要な道路の附属物
- (10) 道路の敷地の国有、地方公共団体有又は民有の別及び民有地の地番
- (11) 道路と効用を兼ねる主要な他の工作物
- (12) 交差し、若しくは接続する道路又は重複する道路並びにこれらの主要なものの種類及び路線名
- (13) 交差する鉄道又は新設軌道及びこれらの名称
- (14) 軌道その他主要な占用物件
- (15) 道路一体建物
- (16) 調整の年月日

5 調書及び図面は、その記載事項に変更があったときは、すみやかに、これを訂正しなければならない。

6 道路台帳は、左の各号に掲げる区分に従って、それぞれ当該各号に掲げる場所において保管するものとする。ただし、道の区域内の道路に係る道路台帳のうち、国道に係るもの並びに令32条第1項に規定する開発道路で建設大臣が維持を行うものに係るものは、北海道開発局の事務所において保管するものとする。

(1) 高速自動車国道に係る道路台帳
建設省の事務所

(2) 国道に係る道路台帳
指定区間内の国道に係るものは関係地方建設局の事務所、指定区間外の国道に係るものは関係都道府県(法第17条第1項の規定により指定市の長が国道の管理を行なう場合又は同条第2項の規定により指定市以外の市の長が国道の管理を行なう場合にあっては、当該指定市以外の市)の事務所

(3) 都道府県道に係る道路台帳
関係都道府県(法第17条第1項の規定により指定市の長が都道府県道を管理する場合又は同条第2項の規定により指定市以外の市が都道府県道を管理するにあっては、当該指定市又は指定市以外の市)の事務所

(4) 市町村道に係る道路台帳 関係市町村の事務所